

### Ⅲ ダイオキシン類対策の取組

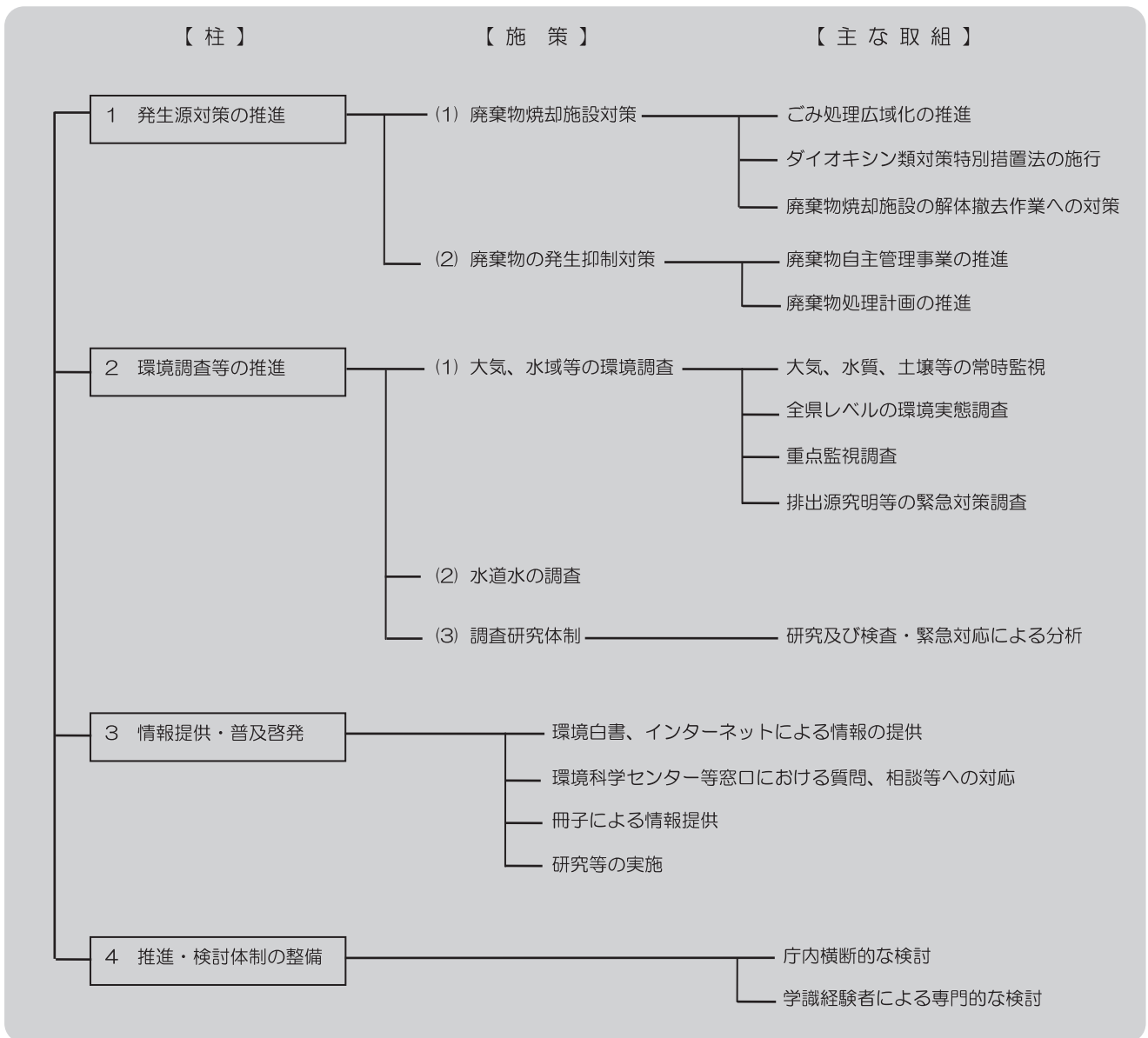
#### 1 ダイオキシン類対策の取組

##### (1) ダイオキシン類対策のあらまし

###### ア 本県の取組

県（ダイオキシン法政令市※を除く）では、ダイオキシン法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づいた規制を始めとして、次のような取組を行っています。

※ ダイオキシン法では、政令に基づき、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市はそれぞれの市内の対策を受け持つこととなっています。これら4市をダイオキシン法政令市といい、県域の内、ダイオキシン法政令市の市域以外の区域を「県所管域」といいます。なお、ダイオキシン法政令市のダイオキシン類対策の取組を次ページに掲載しております。



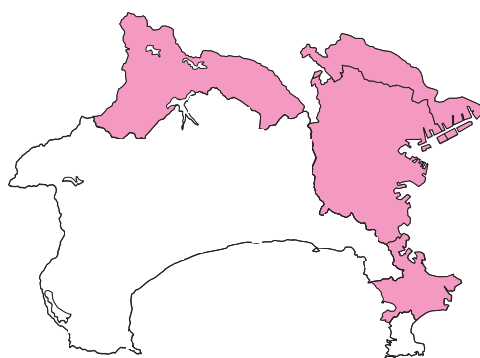
県のダイオキシン類対策のあらまし

## イ 政令市の取組

ダイオキシン法政令市である横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市における平成 20 年度の取組を紹介します。

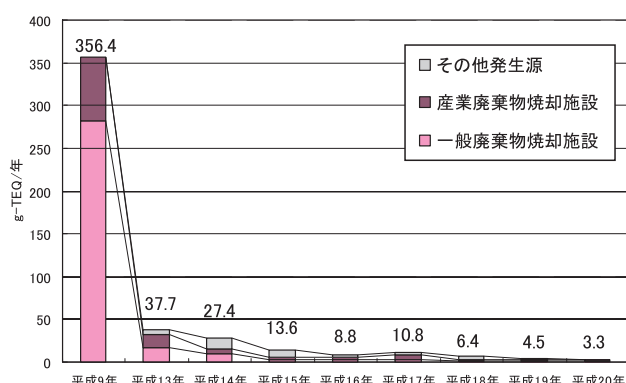
	横浜市	川崎市
環境モニタリング	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般環境大気調査 定点測定：9地点（年4回測定）</li> <li>2 水質調査 河川6地点、海域6地点、地下水9地点（年1回測定）</li> <li>3 底質調査 河川6地点、海域6地点（年1回測定）</li> <li>4 土壌調査 10地点（年1回測定）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般環境大気調査 3地点（年4回測定）</li> <li>2 ごみ処理センター周辺環境大気調査 15地点（年2回測定）</li> <li>3 水質調査 河川7地点、海域5地点、地下水10地点（年1回測定）</li> <li>4 底質調査 海域5地点（年1回測定）</li> <li>5 土壌調査 市内公園10地点（年1回測定）</li> </ol>
監視指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 焼却施設に対する指導 法令に基づく規制指導を実施するとともに、次のような立入調査を行っています。 (1) 焼却炉…排出ガス（15施設）、焼却灰・集じん灰等調査（10施設、40検体） (2) 炉解体に伴う周辺大気調査（2施設） (3) 事業場排水調査（18事業場）</li> <li>2 産業廃棄物最終処分場に対する指導 浸出水・放流水について24検体、周辺地下水について13検体の調査を実施しています。</li> <li>3 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 平成15年4月1日施行の「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、焼却施設の解体工事を施工しようとする事業者からの届出を義務づけ、解体工事によるダイオキシン類等の汚染防止について指導しています。（平成20年度届出件数16件）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ダイオキシン法、条例等に基づく指導 ダイオキシン法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等に基づき、次のような監視・指導を行っています。 (1) 立入検査 ア 届出内容の現地確認 イ 排出ガス、排出水、ばいじん等のダイオキシン類の検査 (2) 自主測定の実施及び測定結果の報告の指導</li> <li>2 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づき、解体工事を実施する事業所に対し指導しています。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の焼却施設における対応 焼却工場では、高温焼却と連続運転を実施するとともに、排出ガス処理設備によりダイオキシン類の排出量を削減しています。</li> <li>2 環境科学研究所における測定分析・調査 環境科学研究所では、大気、水質、底質などについて、測定分析・調査・研究を行っています。</li> <li>3 公表及び啓発 (1) 広報パンフレットの作成配布 (2) 測定結果の公表 環境調査及び事業所での自主測定結果などを、インターネットのホームページ等により公表しています。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市のごみ処理センター及び廃棄物埋立地におけるダイオキシン類排出実態調査 4処理センターのごみ処理施設から排出されるダイオキシン類(排出ガス、排出水、ばいじん等)及び廃棄物埋立地から排出されるダイオキシン類(放流水)の実態把握を継続して調査しています。</li> <li>2 公表及び啓発 (1) パンフレットの配布 (2) 自主測定結果等の公表 環境調査結果、事業所での自主測定結果について、インターネットのホームページ等により公表しています。</li> </ol>

	横須賀市	相模原市
環境モニタリング	1 一般環境大気調査 4地点（年4回測定） 2 水質調査 河川3地点、海域5地点、地下水4地点 （河川は年2回、他は年1回測定） 3 底質調査 河川3地点、海域5地点（年1回測定） 4 土壌調査 市内公園12地点（年1回測定）	1 大気調査 一般環境5地点、焼却施設が立地する地域6地点（年4回測定） 2 水質調査 河川8地点（5地点は年2回、3地点は年1回測定） 地下水8地点（年1回測定） 3 底質調査 河川8地点（年1回測定） 4 土壌調査 8地点（年1回測定）
監視指導	1 特定施設等に対する調査指導 関係法令に基づきダイオキシン類発生施設に対して削減対策等の指導をするとともに、次のような調査を実施しています。 (1) 立入調査 廃棄物焼却施設、下水道終末処理施設、廃棄物最終処分場 (2) 自主測定、排出基準の遵守及び施設の適正な維持管理の指導 2 廃棄物焼却施設の解体工事等への指導 廃棄物焼却施設の解体や改修において、「横須賀市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針」に基づき、解体工事を実施する事業所に対し指導しています。	1 廃棄物処理施設に対する指導 法令に基づく指導を実施するとともに、ダイオキシン類の調査を行っています。 (1) 大型廃棄物焼却施設 排ガス（23施設）、焼却灰（18検体）、ばいじん（16検体） (2) 一般廃棄物最終処分場 周縁地下水（1検体） 2 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 廃棄物焼却施設の解体に当たっては「相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導を行っています。
その他	1 市のごみ焼却工場の対策 (1) ごみの燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類排出量の低減化を図っています。 (2) ダイオキシン類排出実態調査 排ガス、ばいじん、焼却灰及び排水中のダイオキシン類の実態把握を継続して行っています。 2 公表 調査結果はインターネットのホームページ等で公表しています。	1 市の清掃工場（焼却炉）について (1) 燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類の排出抑制に努めています。 (2) 排ガス、焼却灰及びばいじん中のダイオキシン類を測定し、実態把握に努めています。 2 公表 ダイオキシン類に関する測定結果等について、インターネットのホームページ等で公表しています。



## ウ 排出量の推移

県内におけるダイオキシン類の排出量は、発生源対策推進の結果、年々減少傾向にあります。平成20年の排出量は、平成9年から99.1%減少しています。



### 【推計方法】

- 平成9年は、排ガス量原単位を用いて推計しました。なお、その他の発生源への排出量は推計していません。
- 平成13～17年度は、事業者の自主測定結果と県や市の検査結果をもとに算出しました。平成18～20年度は、事業者の自主測定結果、県や市の検査結果、排ガス量原単位をもとに算出しました（データが複数ある場合は、最も高い値を採用しました。）。
- 自主測定が未報告の施設の排出量は、「ダイオキシン類排出量の目録」の施設規模区分別の平均年間排出量を用いて推計しました。
- 年度途中で廃止された施設の排出量は、「ダイオキシン類排出量の目録」に従い年間6ヶ月稼働と見なし推計しました。

## (2) 発生源対策の推進

### ア ダイオキシン法に基づく自主測定

特定施設の設置者は、ダイオキシン法第28条第1項から第3項の規定に基づき、施設の排出ガス中に存在するダイオキシン類濃度の測定を年1回以上行い、その結果を知事（ダイオキシン法政令市においては市長（以下、同じ））に報告することが定められています。

県所管域に所在する施設から平成20年度分として報告された自主測定結果の概要は次のとおりです。

大気排出基準が適用される特定施設（大気基準適用施設）の報告及び設置状況

施設名	H21.3.31 設置施設数	報告施設数		休止施設数	未報告施設数
			超過施設		
製鋼用電気炉	1	1	0	0	0
廃棄物焼却炉	152	125	2	22	5
合計	153	126	2	22	5

注1：休止施設には、建設中、故障中の施設を含む。

2：大気の排出基準を超過した2施設については、立入検査等により原因究明と施設改善を指導しています。

ばいじん、焼却灰等に含まれるダイオキシン類測定の報告状況

施設名	H21.3.31 設置施設数	報告施設数		休止施設数	未報告施設数	ばいじん及び焼却灰等 が発生しない施設数
			超過施設			
廃棄物焼却炉	152	124	12	22	4	2

注1：休止施設には、建設中、故障中の施設を含む。

2：ばいじん等が発生しない施設とは、揮発性廃油の焼却炉など、測定を行うべきばいじん等が発生しない施設をいう。

3：ダイオキシン類の処理基準を超えた12件のうち、11件については、セメント固化等の適正な処理が行われていることを確認しており、残りの1件については、適正に処理するよう指導しています。

水質排出基準に係る特定施設が設置される特定事業場（水質基準適用事業場）の報告及び設置状況

施設名	H21.3.31 設置事業場数	排水がある事業場			排水が ない 事業場
		報告事業場数		休止事業場数	
		超過事業場			
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	0	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	1
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	1
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	20	2	0	0	18
フロン類の破壊の用に供する施設のうちの、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	1
下水道終末処理施設	12	12	0	0	0
合計	36	14	0	0	22

注：異なる施設を複数設置している事業場にあつては、主たる施設の欄に計上した。



これらの自主測定の結果は、各地域県政総合センター環境部の窓口で閲覧できるほか、県のホームページでも見ることができます。

また、ダイオキシン法政令市においても、自主測定結果をインターネット上で公表しています。

- 平成20年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/dxn/sokutei/H20/index.html>

## イ ダイオキシン法の特定事業場に対する適正管理についての指導状況

ダイオキシン法の特定事業場は県所管内に141箇所（平成21年3月31日現在）あり、これらの特定事業場を対象に、ダイオキシン類の自主測定結果や施設の維持管理状況等の確認のため、定期的に立入検査を行い、適正な施設管理等の指導を実施しています。

平成20年度監視指導状況

	平成21年3月31日現在		立入検査件数 (特定施設延べ数)	文書指導件数	測定分析件数
	特定事業場数	特定施設数			
大気排出基準適用特定施設を設置する事業場	105	153	96	2	5
水質排出基準対象特定施設を設置する事業場	36	92	42	0	0
計	141	245	138	2	5

注：事業場には、大気排出基準適用特定施設及び水質排出基準対象特定施設のいずれも設置しているものがあるため、実際の事業場数とは一致しない。

## ウ 廃棄物焼却施設の解体工事への対応



県では、周辺環境の保全の観点から「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を定め、周辺環境への汚染の未然防止等を図っております。

この要綱では、①工事に伴うばいじんの飛散防止などの周辺環境汚染防止対策、②工事により発生する廃棄物の適正保管及び適正処理、③焼却施設周辺土壌など周辺環境の状況調査、④近隣住民への情報提供、についての措置を定めており、焼却施設の設置者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書を作成し、所管する地域県政総合センターに提出することになっています。

なお、廃棄物処理法政令市(横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市)も同様な規定を設けており、それぞれ取組みを進めています。

## エ 神奈川県における廃棄物処理対策の推進

県は、ダイオキシン類の削減など環境への負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村等とともに、「神奈川県廃棄物処理計画」に基づく施策事業に取り組んでいます。

「神奈川県廃棄物処理計画」では、施策・事業の実施に当たって、第一に廃棄物の発生抑制の推進、次に再利用の推進、最後にどうしても排出される廃棄物については適正処分することを取組みの優先順位としており、主に次の取組みを進めることとしています。

＜神奈川県廃棄物処理計画＞

- 1 循環型社会に向けた総合的取組み  
ごみ処理広域化や環境教育の推進
- 2 発生抑制、循環的利用の推進  
一般廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進  
事業者による自主的な発生抑制、循環的利用の推進
- 3 適正処理の推進  
一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理の推進



### (3) 本県が実施した汚染事案などへの対応

#### ア ダイオキシン法未規制発生源への対応

##### (ア) 経緯

平成 13 年末に藤沢市が行った調査により、引地川支川の一色川に流入する雨水排水路の水質において、ダイオキシン類が水質環境基準（1pg-TEQ/L）を超過（6.2pg-TEQ/L）していること、その後本県が行った発生源究明調査により、ダイオキシン法の規制対象外の事業所（以下「未規制発生源」といいます。）からの排水と排出ガス中にダイオキシン類が含まれていることを確認しました。その後、類似の工程を有する秦野市内の事業所の排水と排出ガスにも含まれていることを確認しました。

このため、これら未規制発生源の調査結果を環境省へ提供し、この工程から出る排出ガスの洗浄施設等をダイオキシン法の特定施設とするよう、環境省へ働きかけました。また、未規制発生源の確認以降、周辺環境の実態調査を実施するとともに、当該事業所には排出抑制対策を要請しました。

この未規制発生源を詳細に調査した結果、製造工程中のフラックス\*を使用する半田付け工程からダイオキシン類が発生していることを確認しました（詳細は平成 15 年度神奈川県環境科学センター研究報告に記載。）。

当該施設はダイオキシン法の規制対象施設ではないため、同法による排出基準は適用されませんが、塩素を含まないフラックス、半田付け工程のない製品への切替等によるダイオキシン類排出削減対策を実施するとともに、自主的に排出ガス及び排水の監視を行っています。

※ 部品の表面の洗浄や、半田の乗りを良くする目的で使用する、有機酸、アミン、無機酸、無機塩、界面活性剤の混合溶液

##### (イ) 周辺環境の状況

未規制発生源を有する事業所の周辺環境濃度を把握するため調査を実施してきました。

周辺大気調査については、平成 14 年度から調査を実施したところ、環境基準を達成している状況が数年にわたって継続したことから、平成 18 年度の調査で終了しました。

周辺水域調査については、平成 15 年度から調査を実施しており、平成 18 年度に一時的に一色下橋排出口において水質環境基準を超過しましたが、調査時期により濃度の変動があると考えられるため、平成 19 年度以降、この排出口とその下流部において引き続き調査を実施しました。その結果、水質及び底質共に全地点で環境基準（水質：1 pg-TEQ/L、底質：150pg-TEQ/g）を達成していました。

##### 周辺水域調査結果

（単位：水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g）

調査地点		H15	H16	H17	H18	H19	H20		
		年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	夏季	冬季	年平均
一色下橋排出口	水質	2.0	0.68	0.72	0.72	0.61	0.097	0.11	0.10
	底質	--	--	--	--	5.1	3.4	--	3.4

##### (ウ) 今後の対応

県では、平成 21 年度も引き続き当該事業所周辺の水域調査を実施しています。

#### イ 高濃度ダイオキシン類流出事件について

##### (ア) 経緯

環境省（当時の環境庁）が行った調査において、引地川で高い濃度のダイオキシン類が検出されたことから、国と県と藤沢市で原因究明調査を実施したところ、平成 12 年 3 月 21 日に、引地川支川に流入する稲荷雨水幹線において、水中のダイオキシン類濃度が 8,100pg-TEQ/L という高濃度の汚染が見つかりました。

発生源は廃棄物焼却施設であり、排ガス洗浄施設の洗浄水（スクラバー水）が誤って雨水管を通じ

て排出されてきました。この施設の設置者は、事件判明後直ちに運転停止し、その後再開運転することなく、平成 20 年に施設の撤去を完了し、原因者である事業者の対策は終了しました。

#### (イ) 解体工事の実施

停止した施設は、平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月にかけて、事業者による解体撤去工事が行われました。県では、工事が終了するまでの間に 4 回、事業所の敷地周辺 4 箇所において大気環境調査を行い、すべての地点で大気環境基準の 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下を達成していることを確認しました。

解体撤去工事は、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」等に基づき、ダイオキシン類等の周辺環境への飛散・流出防止対策として、仮設テントで焼却施設を密閉して実施されました。解体工事に際しては、事業者が周辺住民の方を対象に住民説明会を実施しました。また、工事前後及び工事期間中に土壌、大気についての環境調査が事業者によって実施され、問題ないことが確認されました。

周辺大気環境調査結果（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

	調査時期(試料採取日)	地点 A	地点 B	地点 C	地点 D
第1回	平成 19 年 11 月 12 日～19 日	0.043	0.040	0.037	0.034
第2回	平成 19 年 12 月 11 日～18 日	0.080	0.071	0.063	0.061
第3回	平成 20 年 1 月 17 日～24 日	0.060	0.058	0.056	0.059
第4回	平成 20 年 5 月 8 日～15 日	0.020	0.025	0.017	0.023

#### (ウ) 高濃度ダイオキシン類が生じた原因調査の実施

解体工事にあたっては、学識経験者の意見を踏まえ、事業者が高濃度ダイオキシン類が生じた原因を調査しました。

ダイオキシン類は、不完全燃焼や、燃焼過程で生じた未燃成分等が排ガスを処理する工程（煙道や排ガス処理設備の中）で一定の温度範囲にあると合成されることがわかってきたことから、平成 9 年の廃棄物処理法の改正により、焼却施設の構造基準や維持管理基準が強化され、800℃以上の高温燃焼や排ガス処理工程における排ガスの急速冷却などが規定されました。

しかし、発生源となった廃棄物焼却施設は規制の強化前に設置されていた施設であったため、基準の適用の猶予を受けていました。そのためダイオキシン類の発生を抑制するような燃焼管理がまだ行われておらず、未燃成分が現在の焼却施設よりも多く生じ、多量のダイオキシン類が生成したものと考えられます。

こうして生じた高濃度のダイオキシン類がバグフィルターで除去しきれず、スクラバー水に移行したものと考えられます。

なお、ダイオキシン類は、一般的に水に溶けにくいとされていますが、まったく溶けないわけではないこと、水中の粒子に吸着しやすいことから、高濃度のガスに接触したスクラバー水に、溶解・吸着して高濃度で蓄積したものと考えられます。

この調査結果は、不完全燃焼の防止などの燃焼管理や、急速冷却により再合成温度範囲に排ガスが滞留することを最小限に抑えることなど、ダイオキシン類の発生量を抑えることが重要であることを示しています。

この事件は、本格的なダイオキシン類対策規制が開始された年に判明したものであり、その原因を考えると、改めて現行法令の基準の遵守が重要であることがわかります。県では、この事件を教訓とし、今後ともダイオキシン類対策を実施していきます。



#### (4) 県及び政令市におけるこれまでのダイオキシン類汚染事案などへの対応

神奈川県内で発生したその他のダイオキシン類による汚染事案などへの対応をまとめました。

事 例	地 域	概 要
厚木基地周辺	綾瀬市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年7～9月に日米政府が実施した在日米軍厚木海軍飛行場（厚木基地）内の大気調査で高濃度のダイオキシン類が検出された。</li> <li>主な発生源である廃棄物焼却施設に排ガス処理施設を設置、稼働したところ大気中の濃度が低減した。なお、当該廃棄物焼却施設は平成13年4月末に運転を停止した。</li> </ul>
鶴見川多目的遊水池	横浜市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年5月に「鶴見川多目的遊水池」の建設予定地から高濃度のPCBを含む異物混入土が発見された。</li> <li>平成12年1月に国土交通省京浜河川事務所が「鶴見川多目的遊水池土壌処理技術検討会」を設立し、処理方法を検討した。検討結果を基に一時保管対策工事を行い、平成14年5月末に対策を終了した。</li> </ul>
平作川周辺雨水幹線	横須賀市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11、12年度に県が実施した調査で、平作川に流入する雨水幹線の水質が環境基準値を超過した。</li> <li>平成13年度以降は、横須賀市が継続して周辺雨水幹線の監視を行い、平成15年度に周辺全ての雨水幹線で環境基準を達成していたことから調査を終了した。</li> </ul>
矢上川・渋川	川崎市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年1月に川崎市が実施した調査で、矢上川の水質が環境基準値を超過した。</li> <li>同年4月に矢上川及び渋川の4地点で再度調査を実施したところ、すべて環境基準を達成していた。</li> <li>平成12年度にダイオキシン法に基づく常時監視調査が実施されてからは、環境基準を達成しており、国土交通省が3年に1度の頻度で継続して調査を行っている。</li> </ul>
鳩川周辺	相模原市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度に県が実施した調査で、妙見橋の水質が環境基準値を超過した。</li> <li>平成13年に実施した汚染源究明調査で流入する雨水排水の影響が確認されたが、環境基準値を超過した地点の浮遊物質の濃度が比較的高かったことなどから、浮遊物質の混入の影響によるものと推定された。上流部には発生源となる特定施設を有する事業所は無く、汚染源の特定はできなかった。</li> <li>平成15年度に相模原市が調査を実施し、環境基準を達成したことから調査を終了した。</li> </ul>
八幡雨水排水路	平塚市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度に県が実施した調査で、相模川に流入する雨水排水が環境基準値を超過した。</li> <li>平成13年度に汚染源を確認する調査を実施したところ、汚染原因である事業所が特定されたため、当該事業所による対策の実施以降、水質は改善されたことから調査を終了した。</li> </ul>
金瀬川水系	小田原市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度に県が実施した調査で、金瀬川の酒匂川流入点の水質が環境基準値を超過した。</li> <li>平成13年度に汚染源究明調査を実施したところ、金瀬川に流入する水路の底質が環境基準値を超過していることが判明し、水路管理者の小田原市が底質を除去した。除去後の平成14年度の調査でも水質及び底質が環境基準値を超過したため、周辺土壌の調査を実施したところ、比較的高濃度であったため、再度小田原市が底質を除去し、土地管理者の県も土壌についての対策を実施した。これらの対策により、平成15年度調査では全地点が環境基準を達成し、対策を終了した。</li> </ul>
小出川水系	茅ヶ崎市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度に県が実施した調査で、寺尾橋の水質が環境基準値を超過した。</li> <li>平成13、14年度に詳細調査を実施した結果、小出川支川の干の川で環境基準値の超過を認めたと、汚染原因は特定できなかった。</li> <li>平成15年度以降、全て環境基準を達成しているが、茅ヶ崎市が継続して調査を行っている。</li> </ul>
川崎市麻生区	川崎市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度に川崎市が実施した調査で、麻生区内の大気及び水質で環境基準値を超過した。</li> <li>平成14年度に川崎市は対策本部、ダイオキシン類専門家会議及び国、県等で構成する連絡協議会を設置し、連携して対策に取り組んだ。発生源事業所の焼却炉の停止（平成14年6月）以降、周辺汚染の改善が進み、環境基準を達成したことから、平成15年12月に対策本部、ダイオキシン類専門家会議及び連絡協議会を解散した。</li> </ul>
在日米軍キャンプ座間周辺	相模原市・座間市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年5月にキャンプ座間内のごみ焼却施設の排出ガスから日本の排出基準値を超過するダイオキシン類が検出されたとの報道を受け、在日米軍及び国に確認を要請したところ基準値を超過する排出が確認された。県で相模原市内の周辺大気調査を実施したところ、環境基準を達成していた。</li> <li>その後、ごみ焼却施設の改善工事が実施され、県と市による立入検査で改善を確認した。</li> <li>平成15年度に周辺大気、土壌、地下水、河川水質及び底質の調査を実施したところ、すべての地点で環境基準を達成したことから調査を終了した。</li> </ul>
地下水追跡調査	相模原市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度に県が実施した調査で、相模原市内の1地点の地下水（工業用水）が環境基準値を超過した。</li> <li>追跡調査を実施したところ、地下水の環境基準値の超過は認められず、恒常的な汚染ではないことが確認されたが、環境基準値を超過した地点の浮遊物質の濃度が著しく高かったことなどから、浮遊物質の混入の影響によるものと推定された。また、周辺土壌、井戸及び河川（水質及び底質）についても調査を実施したところ、全地点で環境基準を達成していた。</li> <li>平成15年度に相模原市が調査を実施し、環境基準を達成したことから調査を終了した。</li> </ul>
鳩川水系	相模原市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市上溝地先にある鳩川の改修工事予定地内の一部が、過去に焼却灰を埋設した処分場であったことから、県は平成15年度まで予定地内の表層土壌及び地下水、鳩川の水質及び底質、当該地区流域の地下水について環境調査を実施した。</li> <li>その結果、すべての地点で環境基準を達成していたが、埋設された焼却灰が工事に伴い周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、平成16年3月に学識経験者も交えて「鳩川改修工事に係る技術検討委員会」を設置、当該委員会からの提言を受けて、平成18年度から改修工事を実施している。</li> </ul>
引地川水系上流域（夢川周辺）	綾瀬市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、環境庁（現環境省）からの情報（在日米軍が実施した厚木基地隣接産業廃棄物処分場の土壌調査により高濃度のダイオキシンを検出）を受けて、平成13年2月に厚木基地に隣接する産業廃棄物処分場の表層土壌を調査したところ、環境基準値を超過するダイオキシン類濃度が確認された。</li> <li>平成14年度に土壌汚染の範囲を特定し、平成15年度に土地所有者が土壌環境基準値超過部分の土壌を撤去する工事を行った。</li> <li>工事完了後から平成17年度までの3年間継続調査を実施したが、環境基準を達成したことから調査を終了した。</li> </ul>
引地川水系下流域（藤沢市内）	藤沢市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年に判明した高濃度ダイオキシン類流出事件に関連して、平成13年度から、引地川水系下流域及び周辺海域等において、水質及び底質の調査を実施している。</li> <li>平成13年度から20年度の調査結果は、他の水域と比較しても特に問題となる状況ではなかった。なお、平成20年7月に汚染の原因であった焼却炉解体工事は完了したが、平成21年度も継続して監視を行っている。</li> </ul>
目久尻川水系	藤沢市 海老名市 寒川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年7月に実施したダイオキシン類調査において、目久尻川水系下流域の宮山大橋で水質が環境基準値を超過していることが確認された。</li> <li>平成13年度に汚染源を究明するために詳細な調査を開始し、平成18年度に汚染の原因は過去に使用された水田農薬由来のダイオキシン類である推定された。</li> <li>平成20年度も継続して監視調査を行ったところ、これまでの調査結果と同様に目久尻川への流入水で夏季に一時的に環境基準値を超過（2.8pg-TEQ/L）したが、年間平均値においては環境基準を達成した。平成21年度も監視を継続している。</li> </ul>